

食安輸発0424第1号
平成26年4月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産パセリ及びタイ産未成熟えんどうのジフェノコナゾール)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成26年4月15日付け食安輸発0415第1号）にて通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

1. イタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
パセリ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除する。

２．タイの項中、

製品検査の対象 食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
未成熟えんどう （さや用種及び スナップエンド ウと称されるも のに限る。）及 びその加工品（簡 易な加工に限 る。）		ジフェノコ ナゾール フルシラゾ ール	別表２の ３による こと。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留す る農薬、飼料添加 物又は動物用医薬 品の成分である物 質の試験法につい て」によること。	基準値（0.01ppm） を超えるジフェノコ ナゾール及び基準値 （0.01ppm）を超え るフルシラゾールが 検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象 食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
未成熟えんどう （さや用種及び スナップエンド ウと称されるも のに限る。）及 びその加工品（簡 易な加工に限 る。）		フルシラゾ ール	別表２の ３による こと。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留す る農薬、飼料添加 物又は動物用医薬 品の成分である物 質の試験法につい て」によること。	基準値（0.01ppm） を超えるフルシラゾ ールが検出されるお それがあるため。

に改める。